

令和2年12月4日

会則及び会執行則の改正案

33期 小野彰太

1. 提案

会則及び執行会則の改正、それに伴う各役職者に対するマニュアルの見直し及び公開の要請。

2. 現状・問題点

・現状、各役職において、その引継ぎを目的としてマニュアルが作成されている。これは、柔軟かつ安定的な職務の引継ぎを可能とする一方、実務に特化するあまり会則及び会執行則に抵触する内容を含むものがある。また、各役職の職務を会員が把握できる環境を確保することは、職務への理解及びその負担軽減の効果を期待できると考える。

・現状、一部役職において、その任を解かれた後にも、職務上でしか知りえない情報を利用する場面が散見される。個人情報、人権にかかわる大切な法益であり、これを保護する必要性があることは明確である。

・令和2年度前期総会にて、会執行則が一部改正された。これにより、日吉代表及び内務の練習参加義務の緩和に一定の成果があった。しかし、現状の改正案では、曖昧な規定が多く、解釈上及び条文としての体裁に問題が残るものである。以上を踏まえて、恒久化の観点からも、その内容について改正を行うべきである。(問題点及び改正の必要性の議論については令和2年度前期総会の議事録を参照)

3. 具体案

会則及び会執行則について、以下のように改正することを提案する。

- ・慶應義塾大学弓道同好会会則第19条の後に以下の内容を追加する

(役員の特権)

第〇条 役員は、その職務の内容について、引継資料を作成する権利を有する。ただし、その内容は、本会則及び会執行則を逸脱してはならない。

(役員の特権)

第〇条 役員は、前条に規定される文書及びそれに準ずる内容について、開示請求があったときは、開示請求者に対し、すみやかに当該内容を開示しなければならない。ただし、次の各号に掲げる内容については、この限りではない。

- 一 会員の個人情報など、開示により個人の権利利益を害することが明白であるもの

二 識別符号など、開示により職務の遂行に影響を与えることが明白であるもの

第○条 役員は、その職務に関して知りえた個人情報及びそれに準ずる内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

・慶應義塾大学弓道同好会 会執行則第 1 条 2 項の内容を以下のように改正する

2 前項第一号から第三号の練習は、日吉代表又は内務の出席及び練習管理者 2 名の出席を必要とする。

・慶應義塾大学弓道同好会 会執行則第 1 条の後に以下の条文を追加する

(練習管理者)

第○条 練習管理者は、日吉代表及び内務の練習の統括を補佐する。

2 練習管理者は、日吉代表及び内務全員の同意により、任命される。

3 練習管理者の任期は、選任後の直近 1 回に行われた練習の終結の時までとする。

4. 補足事項

本議案は、会則改正の箇所については会則第 4 1 条が、会執行則改正の箇所については会執行則第 1 3 条に基づき決議されるものである。